

## ユニットバス工事の按分について

ユニットバスは、天井・床・浴槽などを予め成型して、現場で組み立てる浴室であり、セットで販売されています。

介護保険の住宅改修で対象となるのは、床・浴槽・扉であり、ユニットバス全体での保険適用は一部分と解されます。

よって、工事費用を按分（保険適用分・適用外分）して算出することになります。

### 1 添付書類について

工事費内訳書には、メーカーの内訳書かパンフレット（品番・仕様・図面・標準価格の記載があるもの）を添付してください。

### 2 材料費の按分について

按分については、メーカーに確認をお願いします。メーカーでの確認、按分ができない場合は、介護保険事業担当課までご相談ください。

### 3 施工費の按分について

- ① ユニットバス全体の組立て施工費を、税抜き標準価格（メーカーが表示した小売価格、基本となる一般的な価格）の10%を目安として算出します。
- ② 上記①で算出した全体の組立て施工費に、下表に該当する対象部分の按分率を掛けて算出します（1円未満切捨）。

#### 工事別按分率(保険対象)

保険対象工事	床	浴槽	扉
按分率	20%	15%	10%

#### 工事別按分率(保険対象外)

保険対象外工事	壁	天井	器具
按分率	20%	15%	10%

### 施工費の算出方法

**全体の組立て施工費** = 税抜き標準価格（オプション・付属は含まない）× 10%

**対象部分の組立て施工費** = 全体の組立て施工費 × 対象の按分率  
（1円未満切捨）

例) 浴槽の施工費 税抜き標準価格 600,000円の場合

・ 全体の組立て施工費 600,000円 × 10% = 60,000円

・ 対象部分（浴槽）の組立て施工費 60,000円 × 15% = 9,000円

\* 上記の按分基準以外の按分率を採用する場合は、その合理的根拠を記入し提出してください。